

平成22年8月16日

株式会社 北陸銀行

**「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」
第7条第1項に規定する説明書類の訂正について**

株式会社北陸銀行（頭取 高木 繁雄）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に規定する説明書類（平成22年3月末までに対応した措置の実施状況）を、平成22年5月14日に開示していますが、内容の一部に訂正が生じたのでお知らせいたします。

中小企業円滑化法第7条第1項に規定する説明書類の概要（22年3月までの実施状況）

<訂正後>

（単位：件、百万円）

		申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
中小企業者	件数	5,355	3,985	78	1,119	173
	金額	158,856	129,644	2,873	24,015	2,323
住宅資金借入者	件数	420	201	17	142	60
	金額	5,944	2,812	174	2,059	897

<参考 訂正前>

（単位：件、百万円）

		申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
中小企業者	件数	4,111	2,790	78	1,082	161
	金額	121,762	94,315	2,873	22,347	2,225
住宅資金借入者	件数	397	184	17	142	54
	金額	5,681	2,597	174	2,134	774

なお、当行ホームページ上の平成22年8月16日公表の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に規定する説明書類（平成22年6月末までに対応した措置の実施状況）につきましては、上記の訂正を反映させた数値を掲載しています。

以上